

職業性疾患・疫学リサーチセンター
関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
東大阪市高井田元町1-3-1
みずしま内科クリニック内
TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

最高裁で国と建材メーカーの責任が確定！一人親方も救済！



大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

工、塗装工、タイル工、配管工、ダクト工、空調設備工、鉄骨工、溶接工、ブロック工、保温工、鳶工、墨出し工、型枠大工、解体工、はり工、築炉工、エレベーター工、サッシ工、シャッター工、電気保安工、現場監督など。最高裁で一人親方等も含めた国の責任が確定したことは、極めて画期的で、被害者救済を大きく前進させるものです。

東京原告から要望書を受けとる 田村厚生労働大臣

■国の責任

首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟の最高裁令和2（2020）年12月14日決定は、国の責任を認めた東京1陣高裁判決に対する国の上告受理申立を不受理としました。これにより、1975年10月1日から2004年9月30日までの間、国が、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し、屋内作業者が石綿粉じん作業に従事する際の防じんマスクの着用及び石綿粉じん曝露の危険性に関する警告掲示、建材へ警告表示を義務付けなかった規制権限不行使の違法が確定しました。

また、労働者だけでなく、石綿粉じん作業に従事する一人親方等（一人親方及び中小事業主で労災保険特別加入制度の加入資格を有する者）に対する国の責任も確定しました。

さらに、関西建設アスベスト京都1陣訴訟の最高裁令和3（2021）年1月28日決定では、1972年10月1日時点で吹付作業者に送気マスク着用を義務付けなかった違法も確定しています。

2つの最高裁決定で、国の責任が認められた主な職種は、大工、内装工、電工、吹付工、左官

■建材メーカーの連帯責任

京都1陣訴訟の最高裁令和3（2021）年1月28日決定は、被告企業8社（エーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、ニチアス、日鉄ケミカル＆マテリアル、大建工業、ノザワ、エム・エム・ケイ、バルカー）の上告・上告受理申立を棄却・不受理としました。これにより、一定のシェアがあった建材メーカーの共同不法行為責任（最大7社の連帯責任）を認めた京都1陣高裁判決が確定しました。

石綿の危険性を知りながら、自らの利益追求を優先し、適切な警告義務を尽くさずに製造・販売を続けた建材メーカーの連帯責任が認められた意義は計り知れないほど大きく、今後、全国の裁判に影響を与えます。

もっとも、具体的な救済対象や期間等は確定しておらず、損害額や責任割合の認定も各高裁判決で分かれており、最高裁がどこまで統一的な判断を示すのかが注目されます。

■最高裁の弁論期日と判決見込み

最高裁では、2020年10月22日に初めて神奈川1陣訴訟の弁論が開かれましたが、判決期日は「追って指定」とされています。



田村厚生労働大臣に建設アスベスト被害補償基金制度の創設を要望

2021年2月25日には、東京1陣訴訟の弁論が予定されています。東京1陣高裁判決では、建材メーカー責任が全面否定されていましたが、最高裁決定によれば、大工、電気工など20の職種につき、最大12社の責任が見直される可能性があり、弁論ではこの点を中心に審理されることになります。

京都1陣訴訟の弁論期日は2021年3月22日です。京都1陣高裁判決では認められていた屋外作業者（屋根工）の国、建材メーカー責任が、残念ながら、見直される可能性があります。しかし、建築現場の実態からすれば、屋外作業だけ救済の対象外とするのは如何にも不合理です。京都1陣訴訟の原告らは、最高裁弁論でこの点を強く訴えます。

大阪1陣訴訟の弁論期日は未定ですが、4月中には指定される可能性が高いと思われます。大阪1陣高裁判決は、石綿建材の製造・使用禁止の違法を認め、国の責任を2分の1と判断しており、この点について最高裁がどのような判断を示すかが注目されます。

現在、最高裁には5つの建設アスベスト訴訟が係属しており、このうち九州を除く4事件（神奈川、東京、京都、大阪）は同じ第1小法廷に係属しています。この間の状況からすれば、4つの事件の最高裁判決が同じ時期（5月か6月頃）に言い渡されると予想されます。

■さらなる被害救済へ向けて

東京1陣訴訟の最高裁決定により国の責任が確定したことを受け、2020年12月23日、田村厚労

大臣が原告団代表らと面会しました。原告らは、①真摯な謝罪、②賠償金の支払い、③建設アスベスト被害補償基金制度の創設、④建設現場での石綿粉じん曝露防止対策の強化、⑤石綿関連疾患医療体制の整備・治療法の研究開発を内容とする解決要求書を手渡し、田村大臣は、原告らに謝罪のうえ、新たに協議の場を設けて被害者の救済のあり方を検討していく考えを示しました。

今般、京都1陣訴訟の最高裁決定により、建材メーカーの連帯責任も確定しました。これまで逃げ続けてきた被告企業も、ついに真摯な謝罪と賠償金の支払い、さらには連帯責任を負う企業間の調整に正面から向き合わざるを得なくなります。



記者会見する首都圏建設アスベスト訴訟原告団・弁護団

2008年の首都圏の初提訴から今年5月で丸13年。ようやく、そして、よくここまで来たものだという感慨とともに、職種や時期による線引きという司法の限界に嘆息してもいます。早期解決のためにはもちろん、司法の限界を克服し、全ての建築作業従事者を救済するために、国と建材メーカーによる建設アスベスト被害補償基金制度の創設が急務です。

建築作業従事者の石綿被害は労災認定者だけでも約8700人、石綿救済法認定者（一人親方等が多い）も含めると約1万3600人に上ります（2006～2019年度の累計）。私たちは、すでに訴訟係属中の被害者の早期救済はもちろん、全国の被害を掘り起こし、1人でも多くの救済を図るべく、今後も全力を尽くします。

徳島県のアスベスト被害者の労災認定



被災者は2012年(H24年)4月10日左下葉肺がんを発病、組合健診、再読影でアスベスト被害が指摘され従事歴も確認し労災申請、2013年(H25年)7月に認定され労災で治療を続けてきました。左肺全摘出によって肺性心を発症、治療が行われましたが全身悪化が進行し2017年(H29年)11月14日に死亡しました。遺族請求に対して監督署は「がんの再発がない」こと、主な死因が「心不全」として不支給としました。

組合は天満労働基準監督署に「理由の説明と決定の取り消し」を求め申し入れ、遺族と大阪労働局に石綿肺がんの治療中に亡くなつたものであり労災認定を求める審査請求を行いました。

治療にかかわった医師4人にも意見書の協力を求め提出、審理では決定した監督署への質問も出来たことから、天満監督署に対し「理不尽な決定であり明確な理由の開示」を求めましたが、本省協議をタテに決定を繰り返すだけでした。

大阪労働局は地方労災医の意見も主治医の意見も採用せず、提出した4人の医師の意見書も確認することもなく棄却をしてきました。

意見書を書いてくれた医師は一様に「何の確認もなかった。これが認められないんだっ

たら、労災認定に別の基準があるのか。明確にすべき」と怒りをあらわにしていました。

納得できないと労働保険審査会に再審査請求を行いました。

徳島県のアスベスト被害の労災認定が申請も認定も全国に比べ低いことも明らかにしながら徳島労働局交渉を行い、仲間を励ましたながら労災申請を広げていくために「被害者の会」も結成し呼びかけてきました。残念ながら新型コロナで取り組みは出来ていませんが会員の近況報告とあわせ、取り組みを会報で届けるようにしています。

この理不尽な決定はたびたび、仲間に知らせ協力を求め、話すたびに「何故認定されない」のか、疑問と怒りだけが大きくなっていました。

リサーチセンター関西支部での議論もお願いしました。遠隔での審理に参加、遺族からは「何故認められないのかわからない。納得できない。アスベストが原因で亡くなったのは事実。」組合からは本省協議の開示と正面から労災認定を求める主張を行いました。リサーチセンターの協力で厚労省への申し入れも実現し、2回目は新型コロナのため上京できずセンターの方々に依頼しました。

2020年8月24日労働保険審査会から決定が届き、労災認定が決まりました。

あまりにも理不尽な決定とはいえ、「再審査で覆つたことはすごいこと」と徳島の監督署の仲間からも言われました。(覆る率は5~6%)遺族があきらめなかつたのが一番の勝因と思います。

遺族からもお礼の手紙が届いています。仲間に定期健診の受診、被害の疑いがあれば申請を呼びかけていきます。

労災休業補償の支給要件と給付打ち切りについての問題提起～中編～

酒井事務局長



2) 労基署の判断

不支給理由について、上署に説明を求めたところ、Kさんの調査を直接担当したM氏（労災保険給付調査官）と上司のS係長が対応。S係長は、主治医の意見に基づき休業補償請求を「査定した」と説明。なお、これまで一貫してKさんとのやりとりを行ってきたM調査官は、横で座っているだけで何も話しませんでした。

審査請求の申請後、届いた原処分庁（上署）の意見書は「支給要件の『労働することができない』とは、必ずしも負傷直前と同一の労働ができない状態ではなく、一般的に労働できないことをいうものであり、デスクワークなどの軽作業に就くことによって症状の悪化が認められない場合などは、原則給付の対象とはならない」として、請求の棄却を求めていました。なお、上署が不支給の根拠とする主治医診断書については、上署より「一般的な労働能力を有せず（軽作業に就くことで悪化が見込まれる状態であり）、労働することができない状態と認められるか否か？」との意見依頼がされ、主治医は「仕事が力仕事もある『大工さん』につき御本人と現場の判断で疼痛がきたさない範囲で仕事可と話している。●●（以下、黒塗りで内容不明）」との診断書が提出されていたことが情報開示によってわかりました。

3) 「一般に労働不能」をどう解釈するか

これまで、多くの場合、「一般に労働不能」か否かという判断基準とはいえ、被災者の実態に即して、現実的な仕事復帰との関係で、

「給付打ち切り」「症状固定」の判断が柔軟にされてきたとの認識です。いわば、暗黙の了解の上に“常識的な判断”がされていました。まして、今回のように、症状固定（5月末日）の3カ月以上も前に休業補償請求を「査定」するなどは前代未聞です。今回の事例では、大工が「デスクワーク程度の就労が可能」で、果たして現実的に賃金を得る仕事に就けるかどうか？…こうした労働者が社会復帰する上で当然の事情に思いを馳せず、機械的に、非常識で非人道的な判断がされたわけです。京都では上署を中心にこうした判断が続いています。

近年、国家公務員の定数削減の一方で、労災認定・補償業務で「労災保険給付調査官」が中心的にかかわるようになりました。労災保険給付調査官は、非常勤（1年の有期雇用）で、高卒以上の学歴、PC基本操作ができれば年齢・資格等不問、時給1200円程度、実働6.5時間（月収で約16万）の労働条件で、ハローワークに求人が出ています。本件でもM調査官がKさんとの直接的なやりとり・聴取をすべて担い、不支給決定の「伺い」文書を作成しています。全建総連との交渉で厚労省は「十分な研修をしている」と言います。もちろん、最終的な決裁は署長以下、上長が行いますが、果たして、こうした不安定かつ低賃金で働く「調査官」に、被災者の人生を左右するような重要な判断の最前線を担わせてよいのか？結果として、実態を見ない機械的な判断が横行する一因になっていないか？そう思わずにはいられません。

[次号につづく]

《事務局だより》

【活動日誌 2020年】

(定例会議)

- ・2020年2月18日ニッセイ新大阪ビル
- ・2020年7月7日アットビジネスセンター大阪梅田
- ・2020年11月10日アットビジネスセンター大阪梅田

【当面の予定】

- ・第71回定例会議：未定

※コロナ感染拡大が落ち着き次第、開催します。